

平成21年9月議会で決まったことの一部をご紹介します。

市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例の一部改正について現行の過料対象のエリアが5箇所から13箇所に増え、対象エリアも駅周辺200mから400mに広がり、今まで路上禁煙地区としていましたが、路上禁煙・美化推進地区として過料(200円)の対象もタバコだけでなく、犬の糞の放置と空き缶の投げ捨ても対象となりました。平成22年4月1日施行の予定です。

稲葉健二のコラム

今回は犬の登録と予防注射やマナーについて書かせていただきます。今まで何回もこのことをとり上げてきました。言いたいことは当たり前なのですが、依然として登録をする方が増えておりません。平成20年度の犬の登録数は16416頭です。推計では32800頭とされています。この登録された犬のうち、狂犬病の予防注射を受けた犬は12908頭です。狂犬病予防法という法律で、犬の登録と予防注射を受けさせ予防注射済票の交付を受けないものは20万円以下の罰金などの罰則が課せられるのです。

法律で決まっているからすることも当たり前ですが、鑑札をつけていないと犬が迷った場合に飼い主のもとへ戻れません。万が一、犬が人を噛んだ時に狂犬病の予防注射を受けていないと大変なことになります。その登録の推進に少しでも提案し、今年度から登録鑑札は可愛い犬の足跡の形に、予防注射済票は骨の形にしてもらい少しでも付けたくようになります。また、時代でしょうか、大型犬が少なくなり、小型犬が多い中、首輪に付ける鑑札や予防注射済票も小さくしないと付けづらいなどの声を反映して小さくなりました。

平成20年度に飼い主の見つからない迷い犬や飼育放棄で致死された犬が千葉県で4000頭以上いるそうです。鑑札が付いていれば飼い主のもとに戻れる犬も多かったと推測されます。悲しいのは、引越や体力低下で犬が飼えないとつれてくる人、ひどい人はこんなに大きくなると思わなかったからと処分につれてくる人もいます。私は千葉市の動物センターや船橋市の動物センターを視察させていただきました。ここから出して欲しいと吠える犬たちや悲しい顔で見つめる犬たち。このような犬を保護して飼い主を見つけるボランティアの方もいらっしゃいますが現実には追いつかず、悲しい犬が後を絶ちません。

また、リードを離している飼い主も目立つようになりました。特に小型犬の方が多いと聞いています。犬を放して飼うことは千葉県犬取締条例で禁止されています。「みんながやっているから、噛みつかないから」など様々な話をされますが、ルール違反なのです。私は犬が大好きですが、人間社会の中で犬と一緒に暮らすことは、ルールを守ることが必要です。地域社会や周囲への配慮を考えて犬と人と共生できるのではないのでしょうか。

今回質問した災害時の犬への対応も登録をして鑑札をして、なおかつ予防注射済票を付けていることが大前提です。可愛い家族を助けてあげる、守ってあげることは飼い主にしかできません。いつ起こるか分からない災害時に対して、当たり前のことをもう一度見直してみませんか。備えあれば憂いなし愛犬にも当てはめましょう。



お知らせコーナー

9月の補正予算で、八幡6丁目と東菅野4丁目の冠水対策の予算が通りました。早く工事が進んで効果を期待したいと思っています。八幡6丁目の公園(一時保育園が移設した)にベンチができました。一台だけですが利用して下さい。菅野公民館(中央公民館分館)が移設することになりました。この補正予算で設計費が通り、今後外環道路の立ち退きで別の場所に移設となります。移設場所は現在の場所の斜め向かい側になります。現在より広くなる予定です。

「意見・要望等お気軽にご相談ください」



市川市議会議員

稲葉健二の 一言メッセージ

29

平成21年9月30日発行
稲葉健二事務所
272-0021
市川市八幡2-2-10
TEL 047-333-1783
FAX 047-334-1990
URL www.inaba-kenji.jp
MAIL kenjiinaba@aol.com

マナー条例を考える特集です。

この議会で市川市市民等の健康で清潔な生活環境の保持に関する条例の一部改正が可決されました。通称マナー条例として知られています。現在はJR市川駅、本八幡駅、東西線妙典駅、行徳駅、南行徳駅の5駅の周辺が禁煙地区として規定され、違反者に対して過料として2000円の徴収が行われています。全国で千代田区につづいて2番目に制定されました。施行後5年経ちいろいろな市民の声や要望が市に届きました。もっと広い地域も禁煙にして欲しい、犬の糞に対しても捕まえて欲しい、反対の立場からは喫煙所を設けて欲しいなどの意見もありました。今回の改正は現在のエリアが駅周辺200mであるのを400mに、対象の駅を市にある全駅を対象とすることに(合計でエリアは13箇所になります)になります。加えて、その区域を路上禁煙地区という形から路上禁煙・美化推進地区として犬の糞の放置や空き缶のポイ捨ても過料の対象になります。それ以外の区域(市内全域)は公共の場所での歩行喫煙の禁止となります。また、自転車に乗っている間の喫煙も禁止となります。犬の糞に関しては、飼い犬の糞の処理用具の携行を努力義務規定として明記されました。平成22年4月1日を施行期日としています。それまでは、今までの条例の通りの過料を科すこととなります。

ここで言いたいことは、本来ならばこのような条例がいない街が理想です。それをより厳しくエリアを広げなければならないことが問題ではないのでしょうか。路上喫煙も歩いている間だけタバコをがまんしてもらえればいいことでしょうか。犬の糞は飼い主が拾えばいいことです。空き缶をポイ捨てるなどは人間としての資質から問題でしょう。過料を科すからやらない街になるのか、当たり前のことが守れる街になるのかは市民の方しだいです。誰でも糞はいやですが、可愛い愛犬のためです。タバコも煙を嫌がる方がいるのです。もし、火が子どもの顔に当たったらとは考えないのでしょうか。タバコを禁煙してくれと言っていることではありません。ある区域や歩行中はがまんして欲しいとお願いしていることなのです。犬の糞に関しては、自分の家の前にあつたらどう思われますか?

私は市民のボランティアの方たちで、この条例を啓蒙、推進していく活動を進めたいと思っています。ぜひ皆さんの協力をお願い致します。

この議会のマナー条例の私の質疑が、<http://ibs.city.ichikawa.chiba.jp/ibsw eb/topPage.do?id=1019>で見れます。



平成21年9月定例議会報告

平成21年9月定例議会が、9月4日～9月24日まで開催されました。下記の内容で一般質問を行い、真摯な御答弁をいただきました。質問の要旨を掲載いたしました。詳しくは、市議会のいちかわインターネット放送局で録画放送をご覧ください。

市川市議会 録画放送 9月15日へとお進み下さい。直接は <http://ibs.city.ichikawa.chiba.jp/ibsw eb/topPage.do?id=1040> です。

一般質問の主な内容は、

災害時の小動物（主に犬と猫）の対応について

- (1) 災害時における小動物の対応について
- (2) 収容や治療を含めた市の考えについて
- (3) 市川浦安獣医師会との連携について
- (4) 犬の飼い主などへの啓蒙と登録促進へと結びつける考え方について
- (5) 猫の取り扱いについて

平成21年8月に市川市と市川浦安獣医師会との間で、災害時における動物救護活動に関する協定を締結しました。阪神淡路大震災などの際の教訓などを踏まえて市では平成20年度に防災基本計画の中で、ペット対策を推進するため、飼い主責任を明確にした上での同行避難の周知、動物の救護・保護体制の整備の位置付けを行いました。今回の質問の趣旨として、災害時に予め対応を整えることにより少しでも混乱を少なくすることが必要であると思われまふ。市の職員だけでは対応は難しく、動物に対しての専門家である獣医師会の協力を得て進むべきでないでしょうか。もちろん人間が大事であるわけですが、人間と同様の家族である小動物に対しても備えることは大切であると思ひます。いざという時に収容する場所や備蓄しなければならない医療関係の物も必要です。ここで問題となるのは以前から迷い犬の対策などをお願いしていましたが、登録をしていない犬の扱ひです。鑑札をつけていなければ飼い主に連絡することもできません。どこで救護、収容されているとの連絡もできません。市川市も災害時に対応する準備を進めるわけですから、飼い主も当たり前登録をしてもらいいざという時の混乱を少しでも減らすようにしてもらひたいのです。猫に対しては法律で登録が義務付けられていないので、鑑札などの制度がつかれないので、マイクロチップの埋め込みに補助制度などをつくり、登録や情報管理をすることができないかお聞きしました。全てにおいてできることから検討をしていただけそうですが、少しでも早く対応ができることをお願いしたいと思ひます。



認可外保育園に対する支援について

- (1) 認可外保育園に対する支援の現状について
- (2) 今後の方向性と補助を含めた考え方について
- (3) 認証保育園制度に対しての市の考え方

市川市の認可保育園は公立と私立と合計で55園5月末現在の在籍児童は5573人。認可外保育園は29園で児童は759人です。全保育園児童のほぼ12%の子ども達を預かっています。認可保育園に対してはいろいろな形で補助金などが出ていますが、認可外保育園に対しては保護者に対しての補助金の一部が出ていますが、園に対しての補助制度などはありません。今年から市川市は認可外保育園の訪問を進めたり、情報提供、研修の参加の呼びかけなども行っているようです。他市では認可外保育園に対しても給食費の一部、保健衛生関係、研修費、障害児保育に対しての補助等行っているところもあります。待機児童の数ばかりが報道されていますが、子ども達を預かっている園に対して補助することにより、園や保育士もスキルアップすることにより、児童の保育環境もより良くなるようにすべきではないかと質問させていただきました。また、東京都では行われており、隣接市の浦安市では今年度からはじまった認証保育園制度に対して、市川市ではどのように考えているのか、また、今後どのような保育制度を整えて行くのかお聞きしました。ご答弁は、認可外保育園に対して今後も情報提供や研修の機会を増やすとともに公立保育園との保育園交流を促進し、保育の質の向上につなげて行きたいとのことでした。また、補助制度も最低基準を満たしている施設を増やすことにより、保育制度改革の中で支援を受けられるように支援したいとのことでした。認証保育制度に対しては他市の制度を導入することの検討ではなく、市独自の行政の役割を検討して行きたいとのことでした。期待し、応援したいと思ひます。



公民館について

- (1) 利用申込方法に対して、前回の質問からの変更点や現況について
- (2) 公民館図書室の今後の考え方について、前回の質問から協議された部分について
- (3) 生涯学習の拡大推進に対してのかわり方について

公民館は公民館法に基づいた施設であり、本来の生涯学習事業の推進と地域の方たちの集いサークル活動などに対して重要な拠点であることは言うまでもありません。しかし、利用者も増え、新しいサークルも誕生したりして部屋の予約が希望通りにならないことも多くなってきました。一部の公民館では予約が難しい話も聞こえています。また、以前にも質問させていただいた公民館図書室の有効利用や内容の充実など考えるべきではないか、加えて予約方法も全て先着順ではなく、利用者間で協議の上調整する枠をあらかじめ先行予約枠としてつくり、残りを一般開放枠として最低運営できる方法などは検討できないかお聞きしました。ご答弁は市川公民館図書室は、市川駅南口図書館ができたことにより、利用者の動向を見た上で一般室として考えたい、曾谷公民館図書室は広いので一部をいろいろな形で利用できるように検討していきたい、市川駅南公民館図書室は子ども発達センターの中にあるので、子どもや親子に利用しやすい環境をつくれるように検討していきたいとのことでした。また、予約方法も利用者の意見などを聴いた上で利用しやすい方法を考えてみたいとのことでした。大事なことはお互いに譲り合える気持ちをもって進んでいくことではないでしょうか。自分達だけかなんとかねればという考え方は、将来利用者が飽和状況になったときに調整する土壌はつくれないのですから。

